## 今回のご説明事項



- 1. 合同審査時の浜岡4号炉指摘事項の扱い(案)
- 2. 主な説明事項(案)
- 3. 論点説明資料(パワーポイント資料)の構成(案)
  - 審査再開時の概要説明資料
  - ●個別項目審査時の資料

## 1. 合同審査時の浜岡4号炉指摘事項の扱い(案)



- 合同審査時から審査ご担当者が入れ替わっており、各項目について一通り説明させていただくこと、 及び対応方針の一部が変更となり、資料構成等を大幅に変更していることから、 効率的に審査を進めていただく観点で以下取扱いをご提案したい
  - 合同審査時の<u>審査会合</u>での指摘事項、対応概要及び反映箇所(項目又はページ)をリスト化し、 提出。審査の際の参考としていただく
  - 合同審査時の<u>ヒアリング</u>での指摘事項については、ヒアリングが事実確認の場であること、 重要なコメントについては審査会合で指摘事項となっていることから、リスト化の対象外

## 2. 主な説明事項(案)



- 網羅性を担保しつつも論点が明確となるよう、以下に力点を置いた説明をご提案したい
  - 先行炉との相違点
    - 浜岡では、サイト固有の事情(地震・津波ハザード大、専用港なしなど)や独自の視点による検討から、 先行炉と異なる対策を採用
  - 浜岡4号炉合同審査時からの変更点
    - 合同審査時の議論や先行炉審査状況、バックフィット等を踏まえ、一部の対策を見直し
  - 浜岡3, 4号炉の相違点
    - 浜岡3,4号炉は製造メーカー(東芝)及び原子炉/格納容器の型式(BWR-5/Mark I 改)が同一であり、 出力は共に110万kWe級であることから、一部設備の相違はあるものの、防護対象設備の選定の考え方や 事象進展、対策等はほぼ同等であり、大きな論点はないと考えているが、丁寧にご説明したい
  - その他
    - 先行炉との相違有無に関わらず、新規制基準への適合方針について、丁寧な説明が必要な項目
      - 有効性評価・・・先行炉との相違点だけでなく、前提条件や事象進展・対策の流れがわかるように説明
      - 耐震設計 (既工認との手法の相違点)
        - ・・・先行炉で議論済の手法も含め、解析モデルや評価手法の前提条件や考え方について説明 など

## 3. 論点説明資料 (パワーポイント資料) の構成 (案)



- 説明対象範囲の網羅性を担保するため、原則としてまとめ資料又は比較表を主体に説明
- パワーポイント資料については、以下構成を考えている
  - 審査再開時の概要説明資料
    - ●「申請の概要」における主要項目の適合方針を更新するとともに、以下を追記
      - 浜岡4号炉合同審査時からの変更点
      - 浜岡3, 4号炉の相違点
  - 個別項目審査時の資料
    - 説明内容のインデックス的な位置づけとし、説明範囲、論点要旨を記載
      - これまでの審査実績(初回のみ)
      - 説明範囲
      - 指摘事項及び回答概要(2回目以降)
      - 説明事項要旨(一件一葉)
        - 合同審査時からの変更点
        - 先行炉との相違点
        - 浜岡3,4号炉の相違点
        - その他説明事項
        - コメント回答要旨(2回目以降)